

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第26号

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を改正する規程

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「水洗便所築造工事（）」の右に「京都市特定環境保全公共下水道条例第1条第2項第2号に規定する京北特定環境保全公共下水道の区域（以下「京北地域」という。）以外の区域で行う」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「接続する工事」の右に「（京北地域で行う工事を除く。）」を加える。

第4条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、貸付限度額を当該各号に掲げる額に引き上げることができる。

(1) 第2条第1項第3号に規定する工事のうち排水管の新設工事 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額

- ア 対象工事の排水管の延長が15mを超え20mまでの工事 450,000円
- イ 対象工事の排水管の延長が20mを超え25mまでの工事 500,000円
- ウ 対象工事の排水管の延長が25mを超え30mまでの工事 550,000円
- エ 対象工事の排水管の延長が30mを超える工事 600,000円

(2) 第2条第2項第2号に規定する工事のうち京都市特定環境保全公共下水道条例第1条第2項第1号に規定する北部地域特定環境保全公共下水道の区域における排水管の新設工事 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額

- ア 対象工事の排水管の延長が15mを超え20mまでの工事 250,000円
- イ 対象工事の排水管の延長が20mを超え25mまでの工事 300,000円
- ウ 対象工事の排水管の延長が25mを超え30mまでの工事 350,000円
- エ 対象工事の排水管の延長が30mを超える工事 400,000円

第6条中「（以下「条例」という。）」を削り、「に定める」を「又は京都市特定環境保全公共下水道条例第7条第1項の規定による」に改める。

第9条第1項中「条例」を「京都市公共下水道事業条例」に改め、「しゅん工検査」の右

に「又は京都市特定環境保全公共下水道条例第7条第3項に定める検査」を加える。

様式第2号中「しゅん工検査」の右に「又は京都市特定環境保全公共下水道条例第7条第3項に定める検査」を加える。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)